

対人・対物事故に備える保険

正課や学校行事中等での賠償責任
事故を補償します（国内外）

「学研災付帯賠償責任保険」のご案内

3. 補償の対象となる場合

詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

- 次に掲げる事由により保険期間中に他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合
ア. 上掲の表の「活動範囲」に定める活動(以下「活動」といいます。)の遂行に起因して、活動中に発生した偶然な事故(施設賠償責任保険)
イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた飲食物および正課、学校行事または課外活動(1ページの*2)の成果物(薬剤を含み、以下「生産物」といいます。)に起因する偶然な事故(生産物賠償責任保険)
- 活動中の被保険者が使用または管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合(受託者賠償責任保険)

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

4. 補償の対象とならない主な場合

詳しくは約款によります。保険約款の内容は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

- 共通**
保険契約者または被保険者の故意
戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
地震、噴火、洪水、津波または高潮
被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
排水または排気に起因する賠償責任
核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害(放射能汚染、放射線障害を含みます。)ただし、医学的または産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
被保険者が行う次の行為に起因する損害
- 医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- 薬品の調剤、投与、販売または供給
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
等
ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実

他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続きまたは手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、または既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】

上記の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(受託者賠償責任保険の場合、事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。)

上記の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、の争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。

サイバー攻撃

・施設賠償責任保険

自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機または施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
汚染物質の排出、流出、いつ出、放出または漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願いいたします。なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこの「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

支払事由、お支払いする保険金
保険金額(支払限度額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「補償の重複に関するご注意」、「通知義務等」が記載されていますので必ずご確認ください。

例えば賠償責任が補償されるご契約の場合に、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。

保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4階錦朔牧